

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 春日部都市計画区域における位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、埼玉県の一部に位置しています。

また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

【3・3・3号春日部駅西口大沼線】

本路線は、春日部市中央一丁目を起点とし、春日部市谷原三丁目に至る延長約1,220m、幅員25mの幹線街路です。

【3・4・5号春日部駅東口不動院野線】

本路線は、春日部市粕壁一丁目を起点とし、春日部市小湊字前田に至る延長約1,440m、幅員18mの幹線街路です。

【3・4・6号武里内牧線】

本路線は、春日部市大場字前野を起点とし、春日部市内牧字立山に至る延長約7,010m、幅員16mの幹線街路です。

【3・4・31号春日部駅東西連絡道路】

本路線は、春日部市粕壁東一丁目を起点とし、春日部市中央一丁目に至る延長約600m、幅員16mの幹線街路です。

【7・7・3号区画街路2号線】

本路線は、春日部市粕壁一丁目を起点とし、春日部市粕壁一丁目に至る延長約210m、幅員6mの区画街路です。

【7・7・4号区画街路3号線】

本路線は、春日部市粕壁三丁目を起点とし、春日部市粕壁四丁目に至る延長約440m、幅員6mの区画街路です。

【7・7・5号区画街路4号線】

本路線は、春日部市粕壁字八木崎を起点とし、春日部市粕壁字八木崎に至る延長約40m、幅員4mの区画街路です。

【7・7・6号区画街路5号線】

本路線は、春日部市粕壁字八木崎を起点とし、春日部市粕壁字八木崎に至る延長約200m、幅員6mの区画街路です。

【7・7・7号区画街路6号線】

本路線は、春日部市粕壁字八木崎を起点とし、春日部市粕壁字八木崎に至る延長約230m、幅員6mの区画街路です。

【7・7・8号区画街路7号線】

本路線は、春日部市中央一丁目を起点とし、春日部市中央一丁目に至る延長約160m、幅員6mの区画街路です。

【8・7・1号特殊街路1号線】

本路線は、春日部市粕壁一丁目を起点とし、春日部市粕壁一丁目に至る延長約60m、幅員6mの特殊街路です。

【8・7・2号特殊街路2号線】

本路線は、春日部市粕壁三丁目を起点とし、春日部市粕壁三丁目に至る延長約80m、幅員6mの特殊街路です。

【8・7・3号特殊街路3号線】

本路線は、春日部市粕壁字八木崎を起点とし、春日部市粕壁字八木崎に至る延長約50m、幅員6mの特殊街路です。

II. 変更理由

都市交通の円滑化、及び地域の活性化・中心市街地の一体化を図るため、東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線を連続立体交差事業により高架化することとしました。

高架化に伴い、防災面などを考慮し、駅前広場にまとまった歩行空間を確保できるよう見直した結果、3・3・3号春日部駅西口大沼線及び3・4・5号春日部駅東口不動院野線の広場面積を変更するものです。また、3・4・6号武里内牧線について、本路線が地表式となる立体交差に変更するとともに、側道の廃止による一部区域の変更及び最新の将来交通量に基づき一部区間の車線数を変更するものです。

併せて、中心市街地における歩行者、自転車、自動車交通の安全かつ円滑な移動を実現するため、3・4・31号春日部駅東西連絡道路、区画街路6路線及び特殊街路3路線を追加するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・3号 春日部駅西口大沼線	約1,220m	2車線	25m	・広場面積の変更
3・4・5号 春日部駅東口不動院野線	約1,440m	2車線	18m	・広場面積の変更
3・4・6号 武里内牧線	約7,010m	2車線	16m	・東武鉄道野田線との交差構造の変更 ・一部区域の変更 ・車線の数の内訳の変更
3・4・31号 春日部駅東西連絡道路	約600m	2車線	16m	・追加

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
7・7・3号区画街路2号線	約210m	—	6m	・追加
7・7・4号区画街路3号線	約440m	—	6m	・追加
7・7・5号区画街路4号線	約40m	—	4m	・追加
7・7・6号区画街路5号線	約200m	—	6m	・追加
7・7・7号区画街路6号線	約230m	—	6m	・追加
7・7・8号区画街路7号線	約160m	—	6m	・追加
8・7・1号特殊街路1号線	約60m	—	6m	・追加
8・7・2号特殊街路2号線	約80m	—	6m	・追加
8・7・3号特殊街路3号線	約50m	—	6m	・追加

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を決定（変更）する予定です。

- ①都市高速鉄道（埼玉県決定）
- ②道路（埼玉県決定）
- ③用途地域（春日部市決定）
- ④防火地域及び準防火地域（春日部市決定）
- ⑤駐車場（春日部市決定）
- ⑥地区計画（春日部市決定）